

参考人：文京学院大学 菊池 英博

議 題：「固定資産の減価償却、有価証券の強制評価減の見直し」について、

〔所 見〕

「I」要 約

(1) 私は、2002年2月27日の衆議院予算委員会公聴会に、公述人として招かれ、「デフレが進んでいるときには、ペイオフ、時価会計、減損会計は絶対に採用すべきではない」と主張しました。これは、金融不安が残っている時にアメリカがペイオフを実行して、大失敗した例があること(82-84年)、時価会計・減損会計はデフレを促進し、とくに自己資本比率規制が導入されている現下の日本では、極端な信用収縮を引起し、デフレを深刻化するばかりでなく、日本の資本主義システムを崩壊させるからである。(関連資料〔1〕-(1)参照)。

(2) 私が、ここでとくに強調したいことは、「時価会計、減損会計の導入は、会計制度の変更と言った次元だけの問題ではなく、マクロ経済全般の視点、金融システム全般への影響、日本国民の全体の利益(国益)に合致するものかどうか、と言った次元で把握すべきであること、決して国際的に強制されているものではないこと、最終的な判断はわれわれ国民の代表である政治家が決断すべきであること」である。

(3) 私の提案内容は、次のとおり。

- ① 金融機関の長期保有金融資産と不動産に対する時価会計・減損会計は適用を無期限停止する。金融機関保有の国債はすべて時価会計の対象外とする(原価法)。
- ② 一般企業に対する長期保有金融資産と不動産に対する時価会計・減損会計の適用も、無期限延期する。
- ③ 事態は相当深刻であり、至急、議員立法で法制化し、本年3月決算から、適用可能とする。

「II」私の基本的考えは以下の通りです。

- 1 基本認識： 私は、政府がデフレ対策を本気で進めるつもりであれば、デフレを促進している要因を根絶することが急務である、と考える。

現在の日本経済の惨状は、实体经济の大幅な縮小や株安に表れており、資本主義システムが崩壊に瀕している。その大きな原因は、政府のデフレ政策と、グローバリズムの名のもとに、現在のアメリカで採用されている手法であるが、デフレ下の日本では絶対に採用すべきではない手法を、日本に強制的に導入しようとしているからである。

- 2 現在日本のデフレが進んでいる主な原因は、次の3点にある。

- ① 2001年度から3年連続の緊縮財政をとっていること。結果は税収の大幅減少=2年

で10兆円減少、財政赤字拡大、政府債務の増加、03年度予算では税込41.7兆円は1986年並、17年前の水準、鉱工業生産指数は90年代のピーク比15%ダウン。経済規模が大幅に縮小しており、失業率は、さらに確実に増加する。

- ② デフレが一段と深刻化してゆくなかで、不良債権処理を加速する政策が取られていること（とくに DCF方式による不良債権の査定、査定基準の厳格化、現在ある不良債権の約7割は01年4月以降発生せるもの）。
- ③ グローバリズムの名のもとに、デフレが進んでいる現在の日本には絶対に導入すべきではない手法を導入したり、導入しようとしていること。
  - \* ペイオフ——02年4月に定期預金につき凍結解除、流動性預金（普通預金、当座預金）は03年4月に凍結解除の方針であった。このため、大幅な信用収縮が起こる（関連資料〔2〕－（2）（4）参照）。02年10月に2年延期（05年4月全面解禁予定）。
  - \* 時価会計——01年度決算（02年3月期）から導入
  - \* 減損会計——05年度決算（06年3月期）から導入予定、しかし現時点で、大手金融機関は金融庁の指導で企業審査にあたり、中小企業まで、減損会計を採用している模様。
  - \* DCF方式による不良債権の査定

### 3 自己資本比率規制への影響

その結果、金融機関の自己資本が減少し、自己資本比率規制によって、金融機関は、貸し渋りどころか、貸し出し回収に走らざるを得なくなり、信用収縮が加速し、デフレは一段と進んでいる（関連資料〔2〕－（2）参照——過去2年間で、企業間信用が20%も縮小している）。

自己資本比率規制——「国際基準行8%以上」「国内基準行4%以上」、つまり、

- \* 「国際基準行」——自己資本勘定  $X \ 12, 5 >$  資産総額（主体は「貸し出し」）  
（資産総額は、自己資本の12, 5倍を限度）
- \* 「国内基準行」——自己資本勘定  $X \ 25, 0 >$  資産総額（主体は「貸し出し」）  
（資産総額は、自己資本の25, 0倍を限度）

「例」 国際基準行では、本年3月末、株式含み損が約4兆円、——>理論的には「8%の自己資本比率」を維持するために、4兆円  $X \ 12, 5 = 50$  兆円の信用収縮が発生する。これを増資（大手行で2兆円強）で半分ほど、カバー。

### 4 自己資本に影響を与える他律的要因の排除

金融機能の回復（金融機関が安心して貸し出しが出来るような金融システムの構築）のためには、自己資本が「他律的な市場変動要因」で直接変動することを、極力排除することで

ある。つまり、「経営努力では制御できない要因」を最小限に制限すべきである。これが、金融安定化の大きな要因である。

これは、企業単位で制御できるものではなく、国のルールとして、決定すべきことである。現在の日本の金融機関は多額の株式と国債を保有しており、価格変動による影響は限りなく大きい。

金融機関が時価会計・減損会計を採用すると、売買せずただ所有しているだけの有価証券や不動産を期末の一時点の価格だけで計算し、そこで発生した損益をそのまま自己資本勘定の増減として計算する。そのたびに、資本勘定が増減するから、貸し出し枠が増減する。こうなると、安定した貸し出しは不可能であり、万年貸し渋り、信用収縮が発生する。これでは、デフレは永久に解消しない。

そこで、金融機関には、「時価会計の適用を無期限停止する。デフレが解消してから、その後の有価証券評価方法を検討する」ことを提案したい。

（同時に、銀行本体での株式保有の禁止を早急に具体化すべきである。——>

「銀行保有株式買い上げ機構」の全面的な見直し、「日銀の銀行保有株式株式買い上げ制度」の拡充などが必要。

また、株価の影響を銀行の自己資本勘定から遮断するために、銀行保有株式を持ち株会社傘下の証券会社等に移管するのも一案。

銀行本体から、株を切り離しても、多額の国債の価格変動から資本勘定を遮断するためにも、この点からも、時価会計を停止すべきである。——

1933年、アメリカはグラス・ステイガル法施行によって、銀行の株式保有を禁止してからも、国債価格の変動から金融機関の資本勘定を遮断するために、時価会計を停止した。実に60年間、1993年まで。）

## 5 一般企業への影響

時価会計・減損会計を一般企業に強制的に適用すると、決算の一時点での価格で資本勘定が変動することになり、これまた、不自然な状態になる。とくに、日本の融資方法では、土地担保方法が依然として太宗をなしており、時価会計・減損会計導入による「担保目減りに伴う信用収縮」は、確実に実体経済の底割れになる。

とくに中小企業では、致命傷であり、すでにこの傾向がはっきりと出ている。大手行は中小企業に対して時価会計・減損会計を採用して企業審査をしており、財務状況が悪化する企業に対しては、「金利の大幅引き上げ、さもなくば回収」方針を取っている。こうした状況が継続すれば、中小企業は一段と疲弊し、実体経済の底割れが大きくなる。直ちに、時価会計をやめて、これ以上のデフレ促進と企業破綻促進を止めるべきである。

なお、大企業でニューヨーク市場に上場している企業は、SEC（証券取引所）基準によ

る会計処理を求められている。したがって、時価会計・減損会計は独自の判断で行えばよい。以上の観点から、一般企業に対しては、「時価会計・減損会計は原則として、適用しない。ただし、独自の判断で、採用することはかまわない。」

## 6 情報公開の義務付け（上場企業）

- (1) 金融機関に対しては、3ヶ月ごとに「含み益、含み損」を開示する。
- (2) 一般企業に対しては、6ヶ月ごとに「含み益、含み損」を開示する。  
非上場企業に対しては、原則として、6ヶ月毎に開示する。

## 7 時価会計を停止しても、国際的批判、悪影響は全くない。

日本が 時価会計・減損会計の採用を停止なし凍結しても、国際的な批判は全く心配ない。むしろ、デフレ対策を優先したものと高く評価される、と確信する。

これに参考になる実例が、最近のペイオフ解禁についての議論である。

(1) 1999年12月のペイオフ解禁延期（与党3党決定——01年4月を02年4月へ延期）国内の新聞（一社を除く）、多くの識者（学者とエコノミスト）は、「ペイオフ解禁は国際公約」「ペイオフは問題の先送り」「ペイオフ解禁延期は国際的な不信感を広げる」といった意見を述べていた。

しかし、00年1月——アメリカの格付け会社、ムーデース・インベストメント・サービスは、「日本はペイオフ解禁を延期してよかった、今後も預金の全額保護が望ましい」と明言。また、事実、海外の評価は、「日本は金融システム改革が遅れている、ペイオフを実施するまでに至っていない」と言う見解が一般的であった。

ペイオフ解禁推進者は、「海外で批判される」といった根拠のない外圧をデッチ上げて自分の主張を裏づけようとする。まさに、「曲学阿世」（学を曲げて世を欺く）である。

(2) 2002年9月3日、日本のペイオフ解禁情報が世界的な株安を引起した（世界金融恐慌の前兆）。

02年8月に「小泉首相がペイオフ解禁に不安を表明」。金融審議会での検討の結果、9月2日（月）に「決済性預金を別に保護する、しかしペイオフは予定通り実施する」と発表。これを受けて、翌日3日（火）東京市場で株価が大幅に下落。海外市場へも波及し、「ペイオフ実施に伴う日本発世界金融恐慌の前兆」が出た。

この時も、解禁論者は、「海外から批判を受ける」「どこの国もやっているから解禁すべきだ」といった、外圧をデッチ挙げた見解を述べていた。それが事実と全く反することを、市場が示したのである。

9月18日に、私はワシントンの連邦準備制度を訪問し、要人に面会したところ、「日本は大不況で信用不安が残っているのに、なぜペイオフを解禁するのか、アメリカで失敗したのを知らないのか」との見解があった。「金融不安が残っているときに、ペイオフ解禁をしてはならない」と言う鉄則を、日本の多くの識者は知らないのである（関連資料〔1〕－（3）参照）。

時価会計・減損会計も同じである。「デフレが深刻化しているときには、絶対に導入してはならない」のである。これは、アメリカが証明済みである。

## 8 大恐慌時代のアメリカでは、金融機関に対する時価会計を停止。

### （1）1929年10月—33年2月（フーバー大統領時代）

この時期は、銀行が本体ないし子会社で株式投資を行い、株式担保貸し出しが多かった。ここで、29年10月に株価の大暴落が始まり、株価暴落—>売却による銀行の流動性の不足、時価会計による持株の評価損拡大—>資本勘定が毀損、銀行倒産。

大不況で企業破綻—>不良債権の増加—>銀行資本金の毀損（減額）—>これを政府・金融当局が放置したため、株価下落—>大不況、企業倒産—>銀行破綻—>企業が連鎖倒産—>銀行倒産、、、悪循環、、、

### （2）33年3月、ルーズベルト大統領就任

① 3月、緊急銀行法制定——公的資金で銀行に資本注入

② 6月、グラス・スティーガル法制定——

\*銀行の株式保有を禁止（株価から資本勘定を遮断）

\*34年1月に預金保険機構を設立

③行政措置として、銀行に対して時価会計を無機停止。（国債価格の変動から資本勘定を遮断）時価会計の停止は、その後60年間、1993年まで継続。

## 9 マクロ経済が破綻に瀕したとき、アメリカ政府は必ず救済する。

資本主義システムが破綻に瀕しているときには、自由放任・市場原理主義では経済システムが破綻する。その実体経済に与える影響は限りなく大きい。1929—1933年にかけて、これを経験したアメリカは、二度とこうした災害を起こすべきではない、と言う基本的な理念が現在まで、貫徹している。

### （1）大恐慌からの回復策——1933年のアメリカの政策

\*公共投資による需要喚起（国債の増発と既発債の中銀買取）——財政政策

\*金融安定化政策——銀行への公的資金の注入、時価会計の適用停止、預金保険機構の制定、——「これで資本主義が救われた」（アーモンド・モレー・コロンビア大学教授、大統領顧問）

### （2）1979—80年

クライスラーの借入金を連邦政府が全額保証——これでアメリカ社会の崩壊が救われた。

(3) 1998年8月

1998年8月のニューヨーク株式と債券の大暴落の直後、投資信託会社LTCMが破綻に瀕した時に、グリーンズパン連邦準備制度理事（中央銀行総裁）は民間資金から30億ドルを集め、同社に投資させ、システム・リスクの拡大を防いだ。これで、ニューヨーク市場の暴落が止まり、市場は再び、上昇に転じた。

このときのグリーンズパン理事の決断が、市場の崩壊を救った。資本主義システム、金融システムが崩壊に瀕したとき、市場原理ではなく、政府・中銀の市場介入が、国を救ったのである。

以上